

旧韓末期における成均館改革と その変遷

馬 越 徹

目 次

はじめに

I 旧韓末期における教育の近代化と 高等教育

- 1 時代的背景
- 2 旧体制の教育的枠組
- 3 新制度の模索

II 成均館改革の理念と実際

- 1 経学科の設置
- 2 博士・司業制度

III 日本統治下における成均館の変遷

- 1 受難期の経学院
- 2 明倫学院の日本化過程

IV 儒教的大学観の崩壊

おわりに

旧韓末期における成均館改革と その変遷 — 儒教的大学観の崩壊 —

馬 越 徹 *

はじめに

筆者は先に「現代韓国高等教育論」¹⁾において、その起点を、解放後の米軍統治下(1945-48年)に設立された国立ソウル大学校に置き、論旨を展開した。日本の統治から解放され、民族の手により、民族のために創設された最初の国立大学を、韓国における現代大学の出発点とすることは、誰しも異論のないところであろう。爾来韓国の高等教育は急速な発展を遂げ、解放後36年を経過した1981年現在、大学数232校(4年制大学100校、2~3年制専門大学132校)を数えるにいたっている。問題は、このように驚異的な拡大を遂げた高等教育を理念の面でどのように定立していくかということである。

このところ韓国では、解放後に設立された各大学の年誌が続々と刊行されており、大学の理念に関する論議も盛んである。ところが包括的な「韓国大学史」はまだ書かれていない。その理由は「大学史断絶感」が克服されていないためだとされている。²⁾ 韓国には、高句麗小獣林王時代の「太学」(372年)以来、李氏朝鮮時代の最高学府「成均館」にいたるれっきとした古典的大学の系譜がある。成均館についてはその通史として『太学誌』³⁾が李朝正祖の時代に編まれているほどである。断絶感とは、こうした古典的大学の原型(モデル)を求めることのできないことから生まれている。いまひとつの断絶は、旧韓末期(1897-1910年)以後のいわゆる近代大学形成期が日本統治期と重なったため、この時期が韓国人の大学観形成にとって受難期ないし空白期となってしまったためである。

もとより本論は、この断絶を克服する手立てを提出するために書かれるものではない。むしろ逆に、いわゆる旧韓末期に近代大学への脱皮を模索したにもかかわらず、挫折を余儀なくされた古典的大学の顛落の道筋を素描してみたいと思うのである。その理由は、およそ次の三点にある。

まず第一に、成均館が近代大学への脱皮に成功しなかったことは事実であるが、その失敗の歴史的な分析なしに、韓国における近代的大学観の定立はありえないからである。

第二に、大学史を論じる際、とかく現存する大学制度を溯ることになりがちなため、歴史的使命を終え消え去った大学は無視されがちである。事実、韓国人の手になる近代教育史において正当な位置づけがなされている高等教育機関は、現存するキリスト教ミッション系の前身校か、民族主義者により設立が推進されながら幻に終わった私立大学設立運動くらいのものである。日本統治下において設立された京城帝国大学や各種専門学校については、その功罪についての本格的な研究もなされていないのが実情である。⁴⁾ 成均館にしても同様であり、反近代のマイナス・シンボルとして言及はされても、

* 広島大学・大学教育研究センター助教授

** 本論は、文部省科学研究費補助金(一般研究C)による研究成果の一部である。

その歴史的意味を解明したものは皆無に近い。旧韓末期において、近代大学への転換を模索した成均館の試みは韓国の近代大学史において無視されているのである。

第三に、ところが韓国の現代大学には、依然として李朝 500 年の成均館において形成された古典的の大学観が色濃く影を落しているのを見ることができるのである。官学優位の思想、官界への進出を出世とみる思想、教師と学生の間に見られる儒教的人間関係、現代版科擧ともいえる試験制度など、これらはいずれも成均館で形成された価値観と無関係ではありえない。そして何よりも、成均館において確立された「学問＝（儒学）」と「科擧（科擧準備）」を通じての「養士（人材の養成）」という二大陶冶大系は⁵⁾、形を変えて現代韓国の大学に厳然として生きているからである。

I 旧韓末期における教育の近代化と高等教育

1 時代的背景

朝鮮王朝は 1876 年 2 月 26 日、日本との修好条約（江華島条約）を結び 500 余年の鎖国体制を解き開国した。開国は近代朝鮮への出発を意味するものではあったが、条約そのものが日本の強要によるものであったことに象徴されるように、苦難の時代の幕開けでもあった。この時期は一般に開化期⁶⁾と称される時期であり、政治、経済、教育の各分野において開化運動が展開された時代である。

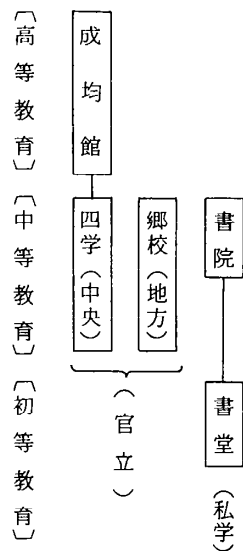
1884 年の甲申政変、1894-95 年の甲午改革は、いずれも開化派官僚による政治変革の試みであったといえる。開化運動それ自体は、欧米および日本など列強のインパクトに触発された李朝知識人の自主的開化の試みであり、溯れば李朝実学思想の内在的な自己発展とも考えられる。ところがこの 19 世紀後半は、朝鮮支配をめぐる日本と清国、さらにはロシアが熾烈な競いを演じた時期であり、開化運動も時々の政治状況、なかならず日本と中国の影響から自由ではありえなかった。旧秩序に終止符をうち近代国家への脱皮を自主的に図ろうとしたとされる甲午改革にしても、日本の圧倒的な軍事力を背景として試みられた改革であり、一定の限界を有するものであった。しかしながらこの国政の一大革新を契機に、朝鮮王朝は、1897 年には国号を「大韓帝国」（旧韓国）、国王を「皇帝」に改称し、近代国家としての体裁を整えることになったのである。

本論で分析の対象とする時期は、まさにこの甲午改革を前後する大韓帝国の時代、つまり「旧韓末期」から「日本統治期」にいたる動乱と変革の時代である。この時期に試みられた教育分野における改革の動き、特に高等教育に焦点をあてその実態を跡づけることが本論の目的とするところである。なかならず旧秩序の象徴でもあった李朝の最高学府・成均館が、この変革の時代に何を改革しようとしたか、そして何を改革でき、何を改革できなかったのかについて考察してみたいと思うのである。

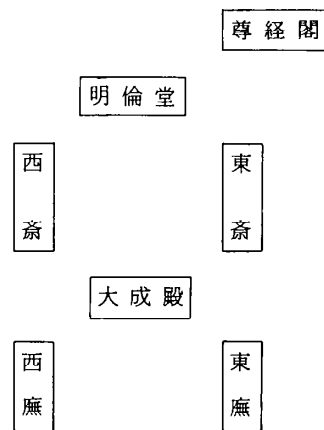
2 旧体制の教育的枠組

高麗期から李朝にいたる約千年にわたって形成された旧体制には、完結した教育的枠組が成立していた。教育制度面（第 1 図）からこれを見ると、最高学府（高等教育）としての成均館、中等教育としての四学（中央）・郷校（地方）および書院、そして初等教育としての書堂、にみられるように一貫した教育階梯が成立していた。これらの学校は今日的な意味での一貫した学校体系とは異なるもの

第1図 李朝の学校系統



第2図 成均館略図



であり、それぞれ独立の教育機関であった。設置形態にしても、成均館—四学が王朝直轄の官立学校であったのに対し、郷校は地方官庁立、書院—書堂は私人の経営になるものであった。しかしながら、郷校や私設の書院に対しても、国王から一定の経済的優遇措置が講ぜられており、すべての学校は王を頂点とする教育的枠組の中に位置づいていたといえる。

最高学府としての成均館についてみると、設立の目的は次の二つに大別される。第一は、孔子をはじめとする中国と韓国の聖賢を追慕し祭祀すること、

第二は、優れた儒生を集めて儒学を講ずる(講学)ことであった。成均館は儒教立国の李王朝を教育面から支える装置の頂点に位置する学校であったといえる。したがって成均館には、第2図にみられるように聖賢をまつる文廟(大成殿、東西両廡)、学問を講ずる明倫堂、その左右には儒生の寄宿舍としての東西の齋が位置している。成均館の官職には、総責任者としての知館事(1名)の下に、同知館事(1)、大司成(1)、祭酒(2)、司成(1)、司藝(2)、司業(1)、直講(4)、典籍(13)、博士(3)、学正(3)、学録(3)、学諭(3)など、計38名を置き、儒生の定員は時代により変化はあったが、生員(科挙準備試験及第者)・進士(科挙試験小科及第者)の資格をもつ者200人を原則とした⁷⁾。教育内容はすべて中国古典にとられ、『大学』、『中庸』、『論語』、『孟子』、『詩伝』、『書伝』、『春秋』、『周易』、『礼記』などの儒教的経書、中国の歴史および文学など、中国一辺倒であった。自らを「小中華」と称し漢字を「真書」といい、国文(ハングル)を「諺文」といったことにみられるように、成均館の科目はすべて中国色でぬりつぶされていたのである。しかも李朝に導入された儒学は、中国宋代の朱子学、すなわち儒学の中でも形而上学的部分を扱う性理学であったため、本来儒学がもっていた実用的側面が捨象されややもすれば空理空論のアカデミズムに陥りがちなものとなった。教育方法の面からみると、一斉講義より個別指導が重視されたことを特色とする。上記古典の「講読」、読書によって学んだことを正確に表現する能力を養う「製述」(各種の文章作法)、とりわけ疑・義・論・賦・表・頌・銘・箴・対策・記などが重要であった。古典の読解と作文力が個別指導方式で鍛えられ、「講」(進級テスト)を毎日課すことによって儒生を競争させたのである⁸⁾。こうした「知育」と同時に成均館で重視されたのは、先賢の教えに従い礼儀を尊重する「德育」の側面であり、これら両者を兼ね備えた儒教的教養人(ソンビ)の養成が成均館教育の理想であったのである。このような成均館の教育は、四学、郷校、そして書院さらには書堂における教育の内容にまで多大の影響を及ぼし、教育の全体系を尚古的儒教主義に染めあげる原型としての役割を演じたのである。

そしてこのような成均館を頂点とする旧体制の教育的枠組を制度的に支えていたのは、何と

も「科挙」の制度であったといわなければならない。中国起源のこの制度が朝鮮に導入されたのは高麗朝にまで遡るが、李王朝においても1392年に「科挙法」が制定され、その後約500年にわたって李朝官人体制を支える最も重要な制度として機能してきた。本来科挙は国家の高級官僚登用試験であり、学校制度とは別種の制度的枠組であった。ところが成均館への入学資格が、科挙の準備試験的性格をもつ生員試や進士試の及第者であったため、四学、郷校、書院から書堂にいたる全教育機関が科挙試験のための準備教育機関として機能することになったのである。しかも政府高官の地位が約束される科挙合格者の数はきわめて制限されていたため、受験競争は激烈化し、学校教育は公も私もすべてがこの科挙準備的性格を持つことになるのである。科挙こそ旧体制下の教育のすべてを規定した制度的枠組であり、国家による人材の登用と個人的出世主義を見事に統一した功妙な装置であった。成均館は、この科挙試験の実施者として、また科挙応募者の独占的最終教育機関として、まさに国家に直結した高等教育機関だったのである。

3 新制度の模索

この科挙＝成均館体制には従来から批判がなかったわけではない。遠くは李朝実学派柳馨遠（1622－73）の「学制改革案」にみられる科挙廃止論や、李瀾（1681－1763）の『藹憂録』（学校章）における人材選抜民主化案をはじめ、科挙改革案は枚挙にいとまがないほどである。⁹⁾ 韓末期の朝鮮を活写したビショップ女史（Bishop, I. B.）も科挙制度下の教育を、「…考える能力を発達させるとか、学生に自分の住んでいる世界を理解させる助けになるものは何もなかった…」¹⁰⁾ と、厳しい評価を下している。

こうした内外における科挙体制批判にもかかわらず、科挙による人材の選抜に実際のピリオドが打たれるのは、甲午改革（1894年）を待たねばならなかった。

甲午改革の評価については、日本の政治的介入度との関係で、それを他律的強制とみるか自律的發展とみるかについては見解が分かれるようであるが¹¹⁾、いずれにしてもあらゆる旧秩序に終止符を打ち、近代国家体制への脱皮を図った点で画期的なことにちがいがなかった。教育の面でも官制改革（1894年6月28日）により、それまで学事を管轄していた「礼曹」（六曹の一つ）を廃して「学部衙門」（のちの「学部」）を置くことになった。¹²⁾ 学部衙門は、総務局、成均館及痒校書院事務局、専門学務局、普通学務局、編集局、会計局から構成されている。所掌事務内容についてみると、専門学務局は「中学校、大学校、技藝学校、外国語学校及専門学校に関する事務を司る」（傍点筆者、以下同様）となっており、中等教育および高等教育担当部署としての性格が明記されている。特に注目すべきは、中学校の上に「大学校」を設置することが予定されていることである。これに対し旧体制の最高学府であった成均館及び痒校書院事務局の所管事項は「先聖、先賢、祠廟および経籍に関する事務を司る」とされ、成均館は最高学府としての機能を完全に失ない、祭祀のみを司る存在となったのである。

成均館とともに李朝教学体制を支えてきた科挙制度も、新政府（軍国機務所）による銓考局条例¹³⁾（1894年8月31日）の発布により、事実上の終焉を告げた。この条例は、これに先立つ同年8月12日の決議案「門閥および班常（筆者注・両班と常民）の等級を劈破し、貴賤の別なく人材を選用すること」を具体化したものであった。条例によれば、官吏登用試験は普通試験と特別試験からなり、前者

は「国文、漢文、写字、算術、国内政治、外国事情、内政外事」に関して策問方式の試験、後者は「官史として配置される部署への適用才器についての個別試験」となっている。前者で官吏としての一般教養を、後者で専門知識を試す仕組みといえよう。試験内容には、国文、算術、国内政略、外国事情などの新しい分野が含まれており、漢文による儒教古典のみを内容とする旧体制からの脱皮が図られていることがわかる。この条例には、受験者の資格は明記されていなかったが、これらの試験内容に取り組むには、それを準備するにふさわしい近代的学校が構想されなければならなかった。国王高宗は1895年1月7日、国政改革の誓告文「洪範14條」(詔勅)を宣布し、教育に関しては14條中2ヶ條を割いて「國中總俊子弟 廣行派遣 以傳習外国學術技藝」(第11條)、「用人不拘門地 求士遍及朝野、以廣人才登庸」(第14條)と決意を表明したのである。ここにみられる海外諸国に学び、門閥にとらわれることなく人材を登用するという姿勢は、同年2月2日の詔勅「政府を飭して学校を設け人材を養ふ」において一層鮮明にされ、これが新体制の教育理念となるのである。そこではまず、「……教育もまたその道ありて、先ず虚名と実用を分別すべく、読書、習字、掇拾は古人の糟粕たり、時勢大局に朦朧なる者はその文章が古今を凌駕すと雖も、一の無用なる書生に過ぎず」と旧教育を否定する。さらに続けて「…虚名を是れ祛り、実用を是れ崇ぶべし…」と教育における「虚」から「実」への転換を説く。さらに続けて「朕が政府に命じて学校を広く設け、人材を養成するは、爾臣民の学識を以て国家中興の大功に賛成する為なり。爾臣民は忠君愛国の心性をもって爾の徳、爾の体、爾の知を養うべし」と宣言したのである。これは個人的栄達の手段と化していた旧教育から近代国家建設のための新教育、すなわち「私」から「公」への教育理念の転換を意味するものであった。

これらの詔勅に基づき、新学制が次々と制定されることになった。制定された官制の主なものを『韓末近代法令資料集Ⅰ、Ⅱ』により年代順に整理すると、次のようになる。

第1表 甲午改革による新学制(制定年順)

種 類	官制制定年月日	目 的	入 学 年 令	就 学 期 間
師 範 学 校	1895. 4. 16	教員の養成	本 科20~25才 速成科22~35才	本科2年(1899年 より4年) 速成科 6ヶ月
外国語学校	1895. 5. 10	諸外国の語学を教授	15~23才	3年(日語、漢語) 5年(英・法・俄・徳)
小 学 校	1895. 7. 19	国民教育の基礎としての普通知識及技能を授ける	満 8 才 (15才までを学令)	尋常科 3年 高等科 2-3年
成 均 館	1895. 7. 2 (経学科規則, 同年8月5日)	文廟の虔奉と経学の履習	20~40才	3年
中 学 校	1899. 4. 4	実業に就く者に正徳・利用・厚生の中学校教育を授ける		尋常科 4年 高等科 3年
医 学 校	1899. 3. 24	内外各種医術を専門教授		3年
商 工 学 校	1899. 6. 24	商業・工業に必要な実学を教育		予科 1年 本科 3年

出典 大韓民国国会図書館『韓末近代法令資料集Ⅰ、Ⅱ』(1970, 1971)により作成。

第 1 表から明らかなように、新政府にとって当面する最大の課題は、国民教育（小学校）の確立、そのための教員養成（師範学校）、外国語を駆使できる人材の養成（外国語学校）、そして旧時代の最高学府・成均館の改組であった。中学校、医学校、商工学校などの実業・専門教育の官制が制定されるのは 19 世紀も終り近くなってからであった。これらの諸学校にはいずれも入学資格（条件）が明記されていないため、これらを今日的な意味での初等、中等、高等の各教育段階に分類することは若干の無理があるが、学校の目的、入学年令、就学期間などを勘案すると、小学校が国民教育を担当する初等教育にあたり、師範学校、外国語学校、医学校、商工学校などは、専門職業人を養成する中等段階の教育機関であったといえる。中学校もまた「実業に就かむとする人々に正徳、利用、厚生之道を授ける」（第 1 條）とある。本論との関係でいえば、学校体系の頂点に位置する最高学府、すなわち新時代の高等教育機関（大学）は、少なくともこの段階では構想されていなかったのである。旧時代の成均館は改編され、「経学科」が設置されることになるが、これも後にみるように新時代の高等教育の主流を形成することはできなかった。

以上、旧韓末期の新政府による近代学校設立の試みを概観したのであるが、これらの学校は政府自体の弱体化と財源の不足により、十分な成功を収めることはできなかった。まさに「制度ノ美アルモ其実之ニ伴ハサルノ状態」¹⁴⁾ だったのである。旧韓末期に創刊された「皇城新聞」においても、政府がもっとも重視した小学校さえ、「各学校の設立を訓令して数年になるが、発起興旺の景況は廖々たるの状態である」¹⁵⁾ と当時の状況を伝えている。

これに対し、キリスト教宣教師や民間人による近代学校設立の試みは、その創設時期、教育内容いづれにおいても体制側の改革に数歩先んずるものであった。韓国近代教育史の主流は、まさにこれらの私立学校によって形成されることになるのであり、これは教育史家の定説¹⁶⁾ ともなっている。高等教育についても、これら私立学校、特に培材学堂（1886 年創設）をはじめとするミッションスクールに近代大学の原型を見出すことができるのであるが、これについては稿を改めて論じる予定である。

Ⅱ 成均館改革の理念と実際

1 経学科の設置

李朝末期（19 世紀後半）の成均館は「遊談の地」となり果て、人材養成機能はまったく喪失状態となっていた。開国に先立つ 1869 年（高宗 6 年）9 月 29 日、議政府は 10 ヶ條からなる「太学別單書」を国王に提出し、従来からあった成均館の学規を総合整理している。時あたかも興宣大院君が書院の撤廃を断行（1865 年）した直後であった。この文書は、儒教の伝統を再定立することにより、成均館を名実共に最高教育機関とするための準備作業であったとみられている。¹⁷⁾ 特に第 8 項「…郷外儒生抱才不售者 既有擢拔収用之方…」は、地方の秀才を太学（成均館）へ抜擢収用する方策を講究したものである。ところが国内の政変や外国勢力の強い圧力下での開国などのため、この改革作業は実を結ぶにはいたらなかった。成均館改革の第二の契機は、1887 年（高宗 24 年）7 月成均館に付設された「経学院」¹⁸⁾ にあった。これは有名無実化した成均館に教育機能を回復することを企図したものであったが、首都在住の貴族の子弟のみを教育の対象とした点、さらに教育課程にさしたる改編

が加えられなかった点など、いくつかの限界をもっていただけ、自主改革とはなりえなかった。結局のところ、成均館改革のスタートは、甲午改革（1894 - 6年）による一連の新学制の一環として、成均館官制（勅令第136号）が頒布された1895年（高宗32年）を待たねばならなかった。その全文（訳文）¹⁹⁾は次のとおりである。

成均館官制（勅令第136条，1895年7月2日）

第1条 成均館は学部大臣の管理に属し、文廟を虔奉し、經学科を学習する処とする。

第2条 成均館に下記の職員を置く。

長	1名	奏任
教授	2名以下	奏任或判任
直員	2名	判任

第3条 成均館長は学部奏任官中から兼任させ、館務を掌理し所属職員を監督する。

第4条 教授は学部奏判任官として兼任させ、生徒課業に関する事項を掌管する。

第5条 直員は判任5等と定め、文廟を直守し、上官の命を承けて館内庶務に従事する。

第6条 經学科の程度は学部大臣が定める。

第7条 本令は頒布日から施行する。

この官制で注目されるのは、成均館の文廟虔奉と經学学習という二大機能を再確認したことである。しかし従来、これら二つの機能は渾然一体を成していたのであり、ここでは後者の教育機能を専門に担当する機関として「經学科」の設置が明記された。これは、これまで一体であった儒教国家としての祭祀機能と教育機能を分離したこととみななければならない。問題は、教育機能を引き受けることになった經学科が、新時代にふさわしい教育内容・方法を備えたものに改革されたか否かである。かつて保持してきた一国の最高学府の機能を回復できるような改編が行なわれたのかという点である。まず職員についてみると、合計5名にすぎず、教育担当の「教授」は2名以下、祭祀担当の「直員」2名という規模の縮小があげられる。先にも述べたように、48名の高級職員を擁していたかつての成均館の面影はここにはみられない。学生定員について規定した条項はないが、「教授2名以下」の下で經学を履習できる学生の数はかなり限られたものとみななければならない。時代は下るが、1910年当時の「高等程度諸学校一覧」²⁰⁾によれば、成均館の学生数は30名を数えるのみであり、官立諸学校のうち最小である。規模の大小もさることながら、さらに重要な点は、教育機能を遂行するために設置された經学科の内容・程度がいかなるものであったかという点である。

官制の趣旨にそって制定された「成均館經学科規則」（学部令第2号・1895年8月9日）²¹⁾は、24ヶ條からなる經学科運営細則であるが、そこには科挙が撤廃され最高学府の地位を完全に失なった成均館の、危機意識に根ざした改革への意気込みをみてとることができる。第2表にみられるように、2学期制の採用、試験の定期的実施、成績の点数表示、除名・退学規定による学生の規律重視などが定められており、当時近代的学校としてもっとも評価の高かった培材学堂の「学則」²²⁾にひけをとるものではなかった。問題はやはり授業科目およびその内容程度にあった。經学科規則第一条において「經学を肄習し、徳行を修飾し、文明の進歩に注意するを要旨とする」としながらも、經学科学生に課した学科目は、「三經、四書及其諺解、綱目一宋元明史、本国史、作文」となっており、従来の經書学習からぬけでるものではなかった。わずかに但書の形で、「時宣により、本国地誌、万国史、万国

第2表 成均館と培材学堂の学則比較

	成均館 ⁽¹⁾	培材学堂 ⁽²⁾
入学年令	20～40才(第9条)	17才以上
入学要件	入学試験に合格した者(第9条)	漢文を修学し、国文を理解できる者
修学年限	3年(第3条)	4～5年
学期	2学期制(第6条)	2学期制
授業料	—	毎月3兩(学資のない者には仕事を 与え自分で働かせてみた)
教員	教授2名以下(官制・第2条)	15人
定期試験	①臨時(毎日)②定期(毎学期) ③卒業,の三種(第16条)	年2回
評価方法	100点満点で50点以下は落第 (第19条)	100点満点で70点以上を1等とする (成績は両親に送る)
除名・退学	操行不良,学業不振,無断欠席1 ヶ月以上(第15条)	1ヶ月以上の欠席者(除名) 大きな過失のある者(退学)
教科目	三経 } 講読 四書 } 診解 綱目一宋元明史 作文一日用書類,記事,論説,經 義 歴史一本国及万国歴史 地誌一本国及万国地誌 算術一加減乗除,比例差分	聖教 英語読本,英文法 漢文 数学・幾何 地誌 万国歴史 化学・物理 土民必知 唱歌 体操(運動,教練) 衛生,生理

(1) 「経学科規則(1895)」による。

(2) 培材学堂については、「学則(1890)」以外の資料(『培材史』『培材80年史』)も利用した。記述内容は1890年代のものである。なお、課外活動として、演説会、国際法講義などがあった。

どの自然科学系の教科を経学科のそれに見出すことはできない。わずかに加減乗除・比例差分程度を内容とする「算術」がみられるのみである。ミッションスクールに必須の聖教はともかくとして、唱歌、図画、体操、衛生、生理などの近代的教科は、ひとつとして成均館経学科に見出すことは不可能なことであった。経学科の入学要件として、入学試験を課しているが、その試験科目は1902年の場合、「七書中一経一章抽性背講、漢文命題作文一度」²⁴⁾となっていることから、なお中国古典一辺倒であり、培材学堂の学則にみられる「国文を理解できる」ことは無関係であった。成均館官制と経学科規程による改革は、結局のところ、「経学科」という名称が示すとおり、失なわれていた成均館の教育機能を「経学」の再興によって回復しようとする試みにとどまり、近代的な内実を備えた高等教育機関への脱皮にはつながらなかったのである。

2 博士・司業制度

成均館の自主改革努力の限界が、「経学」を最重点に再興を図ろうとした儒学(朱子学)一尊主義の姿勢にあったことはいままでもないが、いまひとつは当時の危機的な政治状況にもその原因があっ

地誌、算術を肄習せしむる」として新科目を加えているにすぎない。これらの科目は従来の成均館教育にはなかったものとして改革の重要な点にはちがいない。そして一年後の、1896年7月には、これらの新科目を必修科目とし、但書を取り除いた点は、一步前進とみる事ができよう。ところがこれを、当時すでに本科を終了し「大学部」に入学可能な学生2名²³⁾をもっていた培材学堂の教科目と比較する時、その差は歴然たるものである。ここにみられる英語読本・英文法はもちろんのこと、数学・幾何、化学・物理な

たといわなければならない。甲午改革は、国王のロシア公使館への播遷（1896年2月11日）という事態により終幕となるが、日清戦争後のいわゆる三国干渉を契機とするロシアの南進により、旧韓国は日本とロシアの角逐の場となった。こうした日・露両国の対立は、日露戦争（1904年）へと発展し、中立を宣言した朝鮮政府ではあったが、戦勝国日本との間に、1904年8月22日、日韓議定書＝第一次日韓協約の調印を余儀なくされた。続いて翌年（1905年）8月10日のポーツマス講和条約調印にともない、同年11月17日には第二次日韓協約が締結され、韓国は日本の保護国となったのである。李朝500年の社稷は風前の燈と化した。

こうした国難に際し、成均館傘下の儒生は、衛正斥邪論の流れをくむ義兵運動に参加し、民族抵抗運動を展開することになった。また言論闘争を中心とする愛国啓蒙運動の先頭に立った者も少なくなかった。1905年以後、成均館博士であった丹齋申采浩は「皇城新聞」や「大韓毎日申報」（主筆）において国政の得失を痛論している。また当時成均館経学院講師であった白巖朴殷植は、教育救国の理論と實際を『学規新論』（1904）をはじめとする著書において展開している。²⁵⁾

この時期の成均館に改革の試みを見出すことは困難であるが、上記申采浩や朴殷植が成均館の「博士」であり「講師」であったことにみられるように、博士制度の新設が注目される。1905年2月26日付の成均館官制の改正（勅令第23号）²⁶⁾によれば、第2条の職員構成の項に、先にみた1895年の官制にはみられない「博士3名判任」という官職が登場している。「博士」という官職は溯れば高句麗時代の「太学博士」以来、教授職を意味する称号として使われてきた。ところが、ここで登場した「博士」はやや趣旨を異にする。「博士」の任命対象、人数、特典などを規定した第5条を要約すると次のとおりである。

1) 任命対象

- ① 経学科儒生の中から選ばれた者。
- ② 3年に一度、ソウルと各道において行なわれる経義問対、または時務策に関する試験により選ばれた者。
- ③ 平常年には、ソウルと各道の宿学・老儒の中から選ばれた者。

2) 任命人数

- ① 毎年20名を超えないものとする。
- ② 但し、3年に1度の場合は、33名を追加選考し、道別に按置し、京畿・忠清南北・全羅南北・慶尚南北の各道は各3名、江原・黄海・平安南北・咸興南北の各道は各々2名とする。

3) 特典

「博士」に任命された者はその能力によって各府・部・院・廳など中央各官署に叙任する。

ここで不思議なことは、第2条で「博士3名」と銘記しながら、第5条で「毎年20名以下」、「3年に一度は33名を追加」という項目があることである。しかも「博士」については、「教授」や「直員」の職とは異なり、職務内容が明示されていない。これは第5条にいうところの「博士」が、実務職ではなく、一種の候補職ないし待遇職であったことを意味するものと考えられる。²⁷⁾ したがって第5条の「博士」と第2条の成均館「博士」とは必ずしも同じものではないのである。では、何故このような博士制度が、この時に必要とされるにいたったのであろうか。考えられることは、博士に任命

された者が中央官署に登用されるという特典に明らかなように、人材登用機能を喪失した成均館が一時的にそれを回復したことである。衰微の一途をたどっていた成均館に、このようなことが可能になったのは、当時の国内情勢にあったといえる。日本、ロシアの勢力争いの中で国運は傾き、結局日本の保護政治下に入るのであるが、儒生・知識人は反日義兵運動や反日愛国啓蒙活動に加わるだけでなく、こうした政府そのものに対し、批判的集団と化す恐れがあった。政府は、そうした過激な反政府活動に走る人士の数を減らし、同時に長年仕官から疎外されてきた地方の儒生に官職を与えようとして、この制度を導入したのだと考えられる。そのことは、政府の背後にあった日本にとっても不都合なことではなかったはずである。しかしながら、こうした制度改革には過激派儒生を体制内化する一種の彌縫策にすぎず、教育と学術の論理に根ざす高等教育改革とは無関係のものであったことは明らかである。

この「博士」制度は、日本の保護政治下の1907年（隆熙1年）10月3日、再度の成均館官制の改正（勅令第23号）により、「司業」制度²⁸⁾に名称が変更された。「司業」に選ばれる人数も毎年50名（経学科儒生10名、各道の40歳以上の儒生40名）に増員されるのである。同年10月25日の「成均館司業試験規程」（学部令第3号）によれば、選考方法は「初考」と「会考」からなり、前者の試験問題は、①経義学（四書中1題、三経中1題）②時務策（内外歴史中1題、内外地誌中1題、経済学中1題、法律学中1題、政治学中1題）、後者のそれは、①経義学（四書中1題、三経中1題）②時務策（歴史地誌中1題、政治法律中1題）から構成されている。まさに科挙の再来を思わせるものがある。ところがこの司業制度も博士制度と同じく、成均館を活性化するものとはならなかった。1908年7月10日付の成均館司業選会考榜に掲載された43名が7月14日付で「任成均館司業叙判任官」²⁹⁾として発令されているのが最後の記録である。

Ⅲ 日本統治下における成均館の変遷

1 受難期の経学院

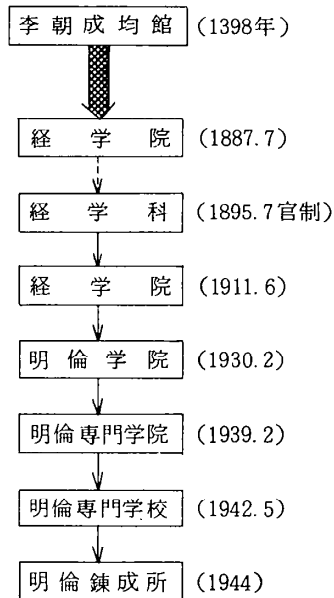
1905年のいわゆる日韓保護条約により韓国統治の足場を築いた日本は、1910年8月22日韓国を併合し、朝鮮総督府を開設した。36年間の植民地統治が始まったのである。この期間は、本論の主題（旧韓末期）からはややはずれるが、日本統治下の成均館の変遷について若干の考察を試みておきたい。

この期間の教育は、朝鮮教育令に明示されているとおり、「忠良なる国民の育成」（第2条）と、「時勢及民度に適合せしめる」（第3条）ことを教育の眼目とした。言葉を換えれば、忠良なる国民の育成を通して朝鮮人の「同化」を図り、時勢と民度に適合した教育という名の下に朝鮮人の教育機会を制限する「差別」の教育を強行しようとするものであった。高等教育についても、私立学校の大学昇格運動や民間人による民立大学設立運動を認めず、日本内地の「帝国大学令」に基づく京城帝国大学を設立することになるのである。

このように、この時期は朝鮮教育の日本化が強行され、朝鮮にとって受難の時代となるのである。この苦難の時代に成均館のたどった命運について以下みてみたい。

旧韓末期以後の成均館の変遷は第3図のとおりであるが、日本統治下に入った1911年6月15日、朝

第3図 成均館の変遷



出典：「成均館大学校要覧」
(1981)より作成。

鮮総督府は17ヶ条からなる「経学院規定」(政令第74号)を公布し、それまでの成均館経学科の性格を一変させた。すなわち第1条において「経学院」の設置を謳い、その役割を「朝鮮総督ノ監督ニ属シ経学ノ講究を為シ風教徳化ヲ裨補スルコトヲ目的トス」と規定し、旧来のような学生をもつ教育機関としての機能を否定したのである。同じく、1911年8月1日付の総督府訓令(第65条)「経学院ニ関スル件」によれば、「……職員並講士タル者ハ徒ニ書ヲ読ミ祭ヲ司ルヲ以テ足レリトセス宣ク身ヲ以テ隣里郷党ノ儀表トナリ其ノ弊風ヲ矯正シ其良俗ヲ助長シ以テ一般教化ノ裨補ニ努ムルニ於テ遺憾ナキヲ期スヘシ」³⁰⁾とあり、経学院はいわゆる「学校」としてではなく、良俗を助長するための一般強化の機関へとその性格を改編させられたのである。そして「各道ニ於テ学識徳望アル者ヲ講士ニ挙ケ経学院ニ列センメ」(経学院規程第3条)、彼らをして各地で月例講演会を組織させた。³¹⁾

こうした一般教化事業とならんで、経学院のもうひとつの目的は文廟祭祀にあった。同規定第4条には、「経学院ハ毎年春秋二回文廟ノ祭祠ヲ举行ス、祭祠ハ朝鮮総督ノ指揮ヲ承ケ大提学之ヲ行ヒ経学院講師之ニ列ス」とある。文廟祭祀さえも総督の指揮下に行なわざるをえなくなったのである。こうして、かつての最高学府は学校

機能を奪われ、祭祀と一般教化を担当する団体として、かろうじて命脈を保つことになった。国立大学としての成均館は、設置者である「国」が奪われることにより、国立としての地位をも剥奪されることになったのである。

2 明倫学院の日本化過程

経学院のその後の変遷についてみると、「日帝の侵略により正常な教育が不可能となつてから20年後の1930年には、別に教育を担当する学院を設立する」³²⁾ことになる。全国儒林の度重なる儒教教育回復要求に対し、総督府は1930年2月26日、経学院に明倫学院を附置することを認めた。鄭萬朝の開式辞には、「明倫学院の創設をみるにいたり、夫子の廟庭において、再び書を読む声を聞けるようになったことは、有識人士の誰しも感奮これに優るものはなく、……」³³⁾と、儒教教育回復の歓びを伝えている。明倫学院規則(総督府令第13号、1930年2月26日)によれば、明倫学院の目的は「儒学ニ関スル教授ヲ為シ、併セテ人格ヲ陶冶」(第1条)することに置かれ、「修業年限2年ノ正科」(第2条)を置いた。正科の教科目は、「儒学及儒学史、日本語、東洋哲学、漢文学及公民科」(第3条)、「正科ノ生徒数60名」(第6条)、「授業料ハ徴集シナイ」(第5条)、などが規定されている。

こうして経学院の教育機能は回復され、文廟聖域から再び経書を読む声が聞かれるようになったのであるが、伝統を誇った儒学教育に日本の影が強く投影されることにもなった。第3表にみられると

おり、正科の教科目に母国語（朝鮮語）ではなく「日本語」が登場し、週間授業時数（26時間）の約20%にあたる週5時間が必修として教えられた。自国（朝鮮）に関する教科内容は「漢文学」の中に朝鮮名家集、朝鮮文学概論、「儒学及儒学史」の中に支那朝鮮儒学史がわずかに含まれているにすぎない。1932年4月1日付で改正された明倫学院則（府令第35号）においては、補習科が設けられ、その教科課程の中に

第3表 明倫学院の教科課程

教科目	第 1 学 期		第 2 学 期	
	毎週時数	教 科 課 程	毎週時数	教 科 課 程
儒 学 及 儒 学 史	10	四書、詩経、書経 支那朝鮮儒学史	10	礼記、春秋左氏伝、易経 支那朝鮮儒学史
東 洋 哲 学	2	先秦哲学	2	漢以後の哲学
漢 文 学	8	莊子、荀子、史記 漢書、朝鮮名家集 作詩、作文	8	老子、楚辞、文選 唐末詩、朝鮮文学概論 作詩、作文
日 語	5	普通の読方、書方 話方、綴方	5	普通の読方、書方 話方、綴方
公 民 科	1	社会的存在としての個人 経済関係網中の個人	1	法制関係網中に存する個人 一般文化関係網中に存する 個人
計	26		26	

出典：「成均館大学校史」、152頁。

「日本儒学史」、「日本外史」が導入される。さらに1936年の規程改正では、学科目として「日本史」まで登場することになる。職員の中にも、講師（定員なし、兼職可）として日本人が顔をみせている³⁴。明倫学院の完全な日本化過程を物語るといえよう。

その後、明倫学院は、明倫専門学院（1939. 2. 18）→ 明倫専門学校（1942. 5. 30）→ 明倫錬

成所（1944）と改称・昇格・改編が繰り返され、ついには「皇学儒道を強制され…… 儒学の伝統は完全に断切され³⁵」てしまう運命をたどったのである。

IV 儒教的大学観の崩壊

現代の韓国高等教育の思想源をたどると、次の三つに分類できるといわれている³⁶。第一は「儒教モデル」であり、第二は「基督教モデル」、第三は「日本主義モデル」である。儒教モデルの典型は成均館にもとめられる。基督教モデルは、韓末期のミッションスクールに端を発し今日の延世大学や梨花女子大学に発展している。日本主義モデルは、植民地統治下に設立された京城帝国大学にその原型を見出すことができる。ところで、これらの三類型の特質を論じることがここでの目的ではない。「儒教モデル」がこの国の高等教育モデルのひとつであり、しかも最も伝統を有するものであることを指摘することにとどめたい。「儒教モデル」は、19世紀後半から20世紀前半期における国運衰頹の中で機能麻痺をきたし、自主改革の努力もむなしく新時代の大学像を定立するにはいたらなかったのはすでにみたとおりである。日本統治期においては、教育機能まで奪われ、その活動は祭祀と一般強化事業に限定され、儒教的大学は完全な崩壊をとげたのである。

そこで以下においては、李朝 500 余年最高学府であり続けた成均館が、何故に旧韓末期にその改革に失敗し近代大学形成のモデルたりえなかったかについて、若干の考察を加えてまとめにかえたい。

まず第一に、韓国における大学の伝統は、高句麗の「太学」(372年)以来、それが「国家」の機関であったことにある。ヨーロッパ中世大学史の教えるところによれば、中世大学の起源は「学生」あるいは「教師」のギルド(組合)にあった。すなわち、大学の主体は、学生か教師のいずれかであったことになる。これに対し韓国における大学発生の源はあくまでも国家の権力にあり、「国家」という機関が大学の主体であったところに特色がある。これは、中世大学が「学生型」をとるにしろ「教師型」をとるにしろ、国籍・階級をこえたいわゆる *studium generale* を形成したのとは著しく異なる点である。一方、成均館は、李王朝が儒教立国の趣旨を貫徹するために創設した *studium patulare* であったのである。前者が超国家的・普遍的性格をおびたのに対し、後者は国家に限定される性格をもつことになった。このことは、成均館が国家の盛衰から自由ではありえないことを意味する。国家の滅亡は即刻大学の終焉につながっていく構造を最初からもっていたといわなければならない。李王朝の衰退、そして日本の植民地化への過程で成均館が大学としての活力を維持できなかったのはいわば当然のことであったともいえるのである。

第二に、成均館は科挙準備試験(小科)に合格することを入学資格とし、入学を許可された「士=儒者」は、科挙(大科)の合格を経て「大夫=官僚」に登用される仕組になっていた。官僚はすなわち政治に直結した。これにより政・教(教育)一致の体制が形成されていたのである。すなわち科挙は政治と教育を結ぶかなめであった。ところが、この科挙制度が本論でみたとおり、旧韓末期にその歴史を閉じ政教一致体制に終止符が打たれた時、扇のかなめを失なった李朝の教学体制は音をたてて崩れることになった。科挙なき成均館はありえなかったのである。

第三に、科挙の内容(種類)に関連するが官僚に登用され政治の中枢に参画できるのは「文科」の出身者に限られていた。同じ科挙でも「武科」「雑科」は軽んじられた。特に、雑科によって登用される技術官僚は、いわゆる「中人」階級(両班, 中人, 常民, 賤民の四階級のひとつ)の世襲職であった。すなわち科挙試験文科は「経学」、雑科は「実学」という、将来の官職による教育内容の分離が事前に行なわれていたのである。甲午改革期の教育近代化のテーマであった「虚」から「実」への転換は、「経学」と「実学」が階層的に分離していた李朝体制においてはきわめて困難な課題であった。中世大学の基本的な学部構成が、法学・神学・医学等の専門学を中核としていたのに対し、成均館の学問は、経学による道学的自己完成のみに置かれていた。旧韓末期の成均館経学科に導入された実学的科目といえば、わずかに歴史、地誌、算術にすぎなかったのである。専門学からは最も遠い朱子学という形而上学を教学の基本とした成均館が、近代科学(自然科学)を包摂する近代大学に脱皮することは不可能に近いことであった。

結論的にいって、「成均館=儒教モデル」は近代韓国高等教育の範(モデル)たりえなかったのである。

おわりに

現在のソウル特別市鍾路区の東方に、李朝の宮殿・昌徳宮が位置している。その北側にひろがる明

倫洞の一角には、今もなお旧成均館が当時の原型をそのままとどめている。正門を入ると樹齡を誇る樟の大木が緑の陰を落とし、他の大学にはみることのできない一種の風格を漂わせている。この旧成均館が、李朝 500 余年を通じて一国の最高学府であったことを知らぬ韓国人・朝鮮人はいない。韓国・朝鮮の歴史、とりわけ教育、学術、文化のそれを語る際、成均館の歴史を抜きに考えることはできない。

この国立中の国立、あらゆる学校教育機関中の最高学府・成均館が、19世紀後半から20世紀初頭における歴史の回転の中でたどった顛落のプロセスは、本論においてその輪郭はつかめたと考える。儒教的大学観の崩壊過程は、韓国・朝鮮における近代的大学の成立の道筋を明らかにするうえで、やはり避けて通ることのできない作業だと思うのである。近年刊行された『成均館大学校史－1398～1978』（1978.9.860頁）では、日本統治下から解放された1年後の1946年、いち早く開設された成均館大学（当時は単科大学）を、日本統治下で途絶えた「大学の歴史」の復活であり再生であると力強く謳っている。ところが冒頭にも述べたように、同じ年に新生国家のシンボルとして国立ソウル大学校（総合大学）が創設されているのである。この国の大学史の正統を歩み続けた成均館は、私立単科大学という形での発足を余儀なくされたのである。大学史の流れは、ここにおいて完全に変わったとみなければならない。しかしその原因は本論でみた旧韓末期における成均館改革の挫折に求めなければならないのである。

旧成均館の位置する明倫洞の小高い丘の上方いっばいに広がる現在の成均館大学校は、10個の単科大学（47学科）、夜間部（10学科）、3個の大学院を有し、1978年からはソウル近郊の水原に第二キャンパスを開設するまでに発展している。しかしそれはマンモス化する私立大学の一般的光景であり、旧成均館とは別系統の発展相であるといわなければならない。わずかに昔日の面影を残しているのは、大政殿・東西廡・東西齋・明倫堂・尊經閣（第1図）で構成される旧成均館跡と、10個の単科大学（日本の「学部」に相当）の一つとして大学の中央部に位置する「儒学大学」（儒学・韓国哲学・東洋哲学の三専攻）のみなのである。

〔注〕

- 1) 拙論「国立ソウル大学校設立考」、『現代韓国教育研究』、1981年、pp.117～142。
- 2) 韓基彦『大学イ理念—大学イ伝統斗改革イ指標—』世光公社、1979年、pp.54～64。
- 3) 『太学誌』栗谷文化院、1970、<影印本>、上編605頁、下編613頁（漢文）。
- 4) 京城帝国大学に関する韓国人の研究としては、卒業生の1人である徐明源氏による次の文献があるのみである。
「京城帝国大学イ評価」、『教育学論輯—華谷徐明源博士回甲紀念』螢雪出版社、1979年、pp.29～74。
- 5) 渡部学『近世朝鮮教育史研究』雄山閣、1969年、pp.31～33。
- 6) 「開化」の定義は様々であるが、時代的には1876年の開国から1905年の第二次日韓協約＝保護条約あたりまでを指すのが通説となっている。
- 7) 『国史大事典』知文閣、1968年、p.739。
- 8) 吳天錫（渡部学・阿部洋訳）『韓国近代教育史』高麗書林、1979年、pp.25～26。
- 9) 成均館大学校『成均館大学校史—1398～1978年』、p.117。
柳馨遠の科举廢止論では、従来の並立的な学制と科举制を統一し、各級学校を初等・中等・大学に系統化し、各級学校の優秀者を累進的に薦挙する「貢挙制」を提唱。

李瀛の改革案は次の文献に詳しく紹介されている。金潤坤「李朝後期에 있어서의 成均館의 變遷과 改革」, 『大東文化研究』第6.7輯, 1969～70, pp.92～94。

- 10) Isabella Bird Bishop, *Korea and Her Neighbours*, 1898年 (Yonsei Univ. Press, 1970年 Reprint版) p.387
- 11) 姜在彦『朝鮮の開化思想』岩波書店, 1980年, p.309。
- 12) 大韓民国国会図書館『韓末近代法令資料集<1>』, 1970年, pp.7～8。
- 13) 同上書, pp.31～32。
- 14) 韓国学部『韓国教育ノ既往及現在』, 1909年, p.3。
- 15) 皇城新聞, 1901年1月24日付 (韓国文)。
- 16) 近年韓国で刊行された下記の教育通史(韓国文)は, いずれもそうした立場で書かれている。
 - ・吳天錫『韓国新教育史』, 現代教育叢書出版社, 1964年〔日本訳は注8)参照〕, p.550。
 - ・孫仁鉄『韓国近代教育史』, 延世大学出版部, 1971年, p.342。
 - ・車錫基『韓国民族主義教育의 研究』, 進明文化社, 1976年, p.406。
 - ・孫仁鉄『韓国開化教育研究』, 一志社, 1980年, p.450。
- 17) 金潤坤「李朝後期에 있어서의 成均館의 變遷과 改革」, 『大東文化研究』(成均館大学), 第6.7輯, 1969～1970年, pp.96～96。
- 18) 国史編纂委員会, 『高宗時代史2』(高宗24年—1887年7月20日), p.931。この年すでに経学院が設置されていることが記録されている。
- 19) 大韓民国国会図書館, 前掲書, pp.501～502。
- 20) 韓国学部『高等程度諸学校一覧』, pp.230～231〔高橋浜吉, 『朝鮮教育史考』帝国地方行政学会(朝鮮本部), 1929年, p.230より引用〕。
- 21) 大韓民国国会図書館, 前掲書, pp.538～543。
- 22) 培材中・高等学校『培材史』, 1955年, pp.52～54。
- 23) 培材学堂『培材80年史』, 1965年, p.153。
- 24) 成均館大学校, 前掲書, p.130。
- 25) 同上書, pp.136～137。
- 26) 同上書, pp.131～132。
- 27) 同上書, p.133。
- 28) 旧韓国官報, 1907年(隆熙1年)10月3日。
- 29) 成均館大学校, 前掲書, pp.135～136。
- 30) 朝鮮教育研究会『朝鮮教育法規』, 1917年, pp.828～829。
- 31) 成均館大学校, 前掲書, p.141。
- 32) 同上書, p.150。
- 33) 同上書, p.151。
- 34) 同上書, p.154。

1930年4月10日付で, 次の4名の日本人が明倫学院講師として名を連ねている。

 - 高橋 享(京城帝大教授)
 - 藤塚 鄰(同上)
 - 鎌塚 塊(同上助教授)
 - 福島耀三(総督府編集官)
- 35) 同上書, p.159。
- 36) 孫仁鉄「韓国高等教育思想源流三主流」, 『人文科学』(延世大学校), 1963, pp.173～194。

The Reform of Song-Gyun-Kwan (Korean Confucian University) in the End of 19th Century

TORU UMAKOSHI*

Preface

1. Korean Higher Education in the 19th Century
2. Reform of Song-Gyun-Kwan
3. Transformation of Song-Gyun-Kwan in the Period of Japanese Rule (1910–1945)
4. Collapse of the Confucian Type of University

Conclusion

Song-Gyun-Kwan (成均館) is the name given to the old type national university in the Yi-Dynasty in Korea. It functioned for about five hundred years as the supreme national institute for teaching Confucianism and venerating Chinese and Korean sages. However since 19th century it had been challenged to reorganize its system in response to the task of modernizing Korean education.

The objective of this paper is to examine some of the reasons why Song-Gyun-Kwan could not be substantially reformed in spite of a series of trials of reorganization. The main reasons are summarized as follows;

1. The fact that Song-Gyun-Kwan was not successful in reforming its system into a modern university was related with the characteristics of the institution itself. It was not an autonomous institution of teaching and learning, but a privileged organ under the direct personal jurisdiction of the king. Therefore the collapse of the dynasty in the latter part of 19th century resulted in the downfall of the once prominent roles and functions of the institution.

2. Song-Gyun-Kwan depended on the “Kwako” system (the examination originated in China for recruitment of high government officials). To pass through the first “Kwako” is the prerequisite for candidates entering Song-Gyun-Kwan. Students of Song-Gyun-Kwan who succeeded in the final “Kwako” examination were insured positions as high government officials. In this sense it is said that the “Kwako” system was skillfully organized mechanism integrating higher education and politics. However at the end of 19th century, “Kwako” was replaced by a more democratized recruitment of civil officials by the newly established government in 1894. Song-Gyun-Kwan could not survive without “Kwako” examination system.

* Associate Professor, R.I.H.E.

3. As well known, the curriculum of Song-Gyun-Kwan was made up of only the Chinese Classics such as the Four Classics (四書), Five Classics (五經) and others, all of which were liberal arts subjects. In the process of the modernization of Song-Gyun-Kwan, very few practical and professional subjects had been introduced. Even in the face of western impact, Song-Gyun-Kwan did not revise its curriculum effectively.

4. In the period of Japanese rule (1910–1945), by an order from the Governor-General, Song-Gyun-Kwan was not allowed to take on any new students and its activities were restricted only to social education and Confucian ritual services. Even after restoration of the teaching and learning functions as a Specialized School (Senmon-Gakko) in 1930, it was not able to resist the Japanization of its curriculum and teaching staff. Ultimately Song-Gyun-Kwan could not be reorganized into a modern Korean university.

